

# 「連携中枢都市圏」に関する実態調査

## 分析結果報告書

2020年（令和2年）3月

日本弁護士連合会

## 1 アンケートの概要

(1) 本アンケートは、平成 31 年 3 月に対象自治体に質問票等を郵送送付し、インターネットにより回答を求める方法で実施している。

また、回答のうち、自治体の属性等、公表されている資料と相違する部分については、必要な限度で修正をしたことをあらかじめお断りしておく。

(2) 調査対象とした自治体は以下の条件のいずれかに該当する 287 団体である。

なお、以下において、「連携中枢都市」とは、「連携中枢都市圏構想推進要綱(平成 26 年 8 月 25 日(総行市第 200 号)制定、平成 30 年 8 月 28 日(総行市第 52 号)一部改正後のもの。以下「要綱」という。)」第 3 の要件を満たす連携中枢都市をいい、「宣言連携中枢都市」とは、要綱第 4 の連携中枢都市宣言を作成、公表した連携中枢都市をいう。また、「連携市町村」とは、宣言連携中枢都市と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する近隣の市町村をいう(要綱第 5 (1))。

① 連携中枢都市の要件を満たす市(宣言連携中枢都市を含む)  
② 連携市町村(平成 30 年 4 月 1 日時点において、宣言連携中枢都市となっていた連携中枢都市圏の連携市町村に限る。)

③ 連携中枢都市以外の政令市

④ 連携中枢都市以外の中核市

(3) 回答があったのは、このうち 234 団体であり、回答率は、81.5%であった。

回答自治体の内訳は、

① 宣言連携中枢都市 28 団体(後記④に該当する自治体を除く。回答構成比 11.9%)

② 宣言連携中枢都市以外の連携中枢都市 12 団体(回答構成比 5.1%)

③ 連携市町村 169 団体(後記④に該当する自治体を除く 28 の連携中枢都市圏の構成市町村。回答構成比 72.2%)

④ 連携中枢都市と連携市町村の両方に該当する市 1 団体(回答構成比 0.4%)

⑤ 連携中枢都市・連携市町村以外の市 24 団体(回答構成比 10.3%)

うち政令市は 9 団体、中核市は 15 団体。

## 2 各設問の回答

(1) 回答自治体の規模(問 1)

政令市、中核市、連携中枢都市を除く回答自治体(連携市町村)

30 万人以上	0 団体
20 万人以上 30 万人未満	1 団体
10 万人以上 20 万人未満	10 団体
5 万人以上 10 万人未満	21 団体
3 万人以上 5 万人未満	39 団体
1 万人以上 3 万人未満	65 団体
5 千人以上 1 万人未満	21 団体

5千人未満

12団体

(2) 宣言連携中枢都市の連携中枢都市圏ビジョン策定状況（問5）

① 都市圏ビジョン公表済みの団体（回答合計28団体）

平成26年度中 2団体

平成27年度中 9団体

平成28年度中 11団体

平成29年度中 3団体

平成30年度中 3団体

平成31年度（令和元年度を含む。） 0団体

② 宣言連携中枢都市以外の連携中枢都市の連携中枢都市圏ビジョン策定予定  
連携中枢都市の要件を満たす自治体の中枢都市圏ビジョン策定予定は以下の  
とおりである（既に宣言をして都市圏ビジョン策定予定の市を含む）。

策定予定のある自治体 1団体

策定予定のない自治体 12団体

③ 策定予定のない自治体について

連携中枢都市の要件を満たす自治体のうち、約3割に当たる12団体については、調査時点で連携中枢都市圏ビジョンの策定予定がないとの回答であった（ここに該当する連携中枢都市を、以下「非宣言連携中枢都市」として表記する）。

非宣言連携中枢都市のみを抽出した回答の傾向は以下のとおりである。

A 連携中枢都市圏の形成手法（問12）について、連携協約によることが適当であると回答した自治体は8団体、他は「どちらともいえない。」との回答であった。他方、連携の手法を市町村の判断にゆだねるべきかどうか（問13）については、9団体が「そう思う」との回答であった（「そう思わない」との回答は1団体）

B 連携中枢都市の財源使途に対する、連携市町村議会の関与については消極的な傾向がみられ（問20）、「どちらともいえない」との回答が4団体からあった外は、いずれも関与は不要との意見であった。

C 連携中枢都市圏の推進にあたっての住民参加の要否（問23）については、「どちらともいえない」との回答及び「賛成」が各6団体であった。「賛成」した団体のうち5団体が、都市圏ビジョンの策定における住民参加が適切であるとの回答であった。

D 連携中枢都市圏の推進により想定されるメリット（問25・複数回答）としては、財政基盤が強化されると考える自治体が5団体、住民に対する行政サービスの維持・向上になると考える自治体が4団体、都市機能が連携中枢都市に集中することによる活性化と考える自治体が3団体、連携市町村の資源

を連携中枢都市が活用できる自治体が3団体であって、メリットがないと考  
えている自治体は1団体であった。

E 他方、デメリット（問26・複数回答）については、デメリットがないと回  
答した自治体は1団体のみであって、連携中枢都市の資源が連携市町村に利  
用されること、独自のまちづくりが抑制されること、及び責任の所在が曖昧  
になることと回答した自治体がそれぞれ3団体であった。また、住民に対す  
る行政サービスの低下を懸念する自治体が2団体、連携中枢都市以外の連携  
市町村の衰退及び財政基盤弱体化を懸念する自治体が各1団体あった。「そ  
の他」を回答した自治体は、5団体あったが、3団体は「未検討」であり、  
それ以外の2団体の回答は、連携中枢都市として事務負担の増加と圏域形成  
に伴う市民への説明責任の増加、近隣自治体がそれぞれ独自のカラーを出し  
て取組みをしていることから圏域構想になじまないというものであった。

F さらなる合併の要否（問28）については、「そう思わない」（6団体）また  
は「どちらともいえない」（6団体）との回答であった。「どちらともいえな  
い」との回答の自治体のうち3団体は、「地域の実情による」または「市町  
村の判断による」というものであった。

G 広域連携の在り方（問29）について、連携中枢都市圏による方法が適切と  
した自治体は1団体にとどまり、地域の実情に合った連携手法を検討すべき  
（4団体）、あるいは一部事務組合等の活用によるべき（3団体）との回答で  
あった。

H 広域行政に対する都道府県からの支援・補完を強化する必要性（問30）に  
ついては、残り7団体は「そう思う」、5団体が「どちらともいえない。」と  
との回答であった。

I 都道府県による市町村への補完・支援の程度（問32）については、5団体  
が「どちらともいえない」との回答であり、他の7団体中6団体は、「より  
強化していくべき」との回答であった。

J 圏域の法制化の賛否（問34）は、1団体が反対、残りの11団体は「どち  
らともいえない」との回答であった。反対の回答をした自治体は「地域の個  
性の喪失」を理由として挙げている。

以上から、非宣言連携中枢都市は、連携中枢都市圏構想以外の広域行政の制  
度を評価する自治体が多く、また、都道府県による支援・補完の一層の充実を  
求める自治体も比較的多いといえることができる。

## (2) 都市圏ビジョン中の具体的な取組について（問6）

宣言連携中枢都市の回答（宣言済みであるが都市圏ビジョン策定未了の1団体  
を含む29団体）から、都市圏ビジョンにおいて関係市町村が連携して推進してい  
く具体的な取組として20団体以上が回答した。分野は、多い順に以下のとおりであ

る。

- 観光（27 団体）
- 防災（26 団体）
- 医療（25 団体）
- 農林水産業の振興（24 団体）
- 児童福祉（23 団体）
- 公共施設活用（21 団体）
- 製造業の産業振興（20 団体）

また、「その他」の中で回答として多かったのは、「移住促進」ないし「定住促進」（合計 12 団体）であった。その外、「公共交通」（5 団体）、一般的に「交通」とするもの（3 団体）があった。

大規模災害時の市町村間の相互応援については、都道府県内市町村において「相互応援に関する協定」が締結されていることが多かった（災害対策基本法 67 条参照、愛媛県、千葉県、長野県、山形県）。なお、大規模災害時は圏域全体が被災する可能性もあることから、遠隔地との連携が重要であると考えられている。

（「その他」記述一覧）

2 段階移住 P R ・推進
道路整備促進、JR 機能強化、健康づくり、公共交通維持、まちづくり団体育成、移住定住、圏域住民の交流促進、職員研修、事務の共同化・連携
伝統文化の継承
中心拠点整備、移住促進、職員交流
地域公共交通
多文化共生社会の推進、地球温暖化対策、インフラ整備、移住定住支援、職員研修
女性活躍の推進、地元定着等の促進等
就労支援、ごみ処理、職員研修
取組内容は記載しているが、実施スケジュールについても今後具体的協議の中で整理し公開していく
広域道路交通網の整備促進、ESD（持続可能な開発のための教育）、市民協働の推進、スポーツ、環境、地域公共交通、移住促進
公共交通、移住
交通政策
交通・物流、インフラ、環境、移住など
交通、環境保全、移住定住
環境・地域・公共交通・移住・人材育成

移住促進、婚活推進、郷土への愛着・誇りの醸成
スポーツ振興、住民交流・移住促進等

(4) 連携中枢都市による連携市町村に対する支援について（問 7）

複数の連携中枢都市圏の構成市町村となっている自治体については、それぞれの連携中枢都市圏についての回答を求めた。なお、以下問 10 までは、複数の連携中枢都市圏に属する市町村の回答については、それぞれの連携中枢都市圏についてあった回答を、1つずつカウントとしている。

○ 全体の回答（括弧内は回答数合計に対する割合）

もっと多い方がいい 81 団体（40.3%）

現状のままでいい 120 団体（59.7%）

もっと少ない方がいい 0 団体（0.0%）

○ 宣言連携中枢都市群の回答（括弧内は回答のあった 25 団体に対する割合）

もっと多い方がいい 11 団体（44.0%）

現状のままでいい 14 団体（56.0%）

○ 連携市町村群の回答（括弧内は回答のあった 176 団体に対する割合）

もっと多い方がいい 70 団体（39.8%）

現状のままでいい 106 団体（60.2%）

いずれの回答群においても、連携中枢都市による連携市町村への支援がもっと多い方がいいと考えている自治体は、約 4 割となっている。

連携中枢都市及び連携市町村のいずれからも回答があった連携中枢都市圏（合併 1 市圏域を除く 22 都市圏）の中で、連携中枢都市圏ごとに、連携中枢都市による支援を増やすよう求める連携市町村の割合を求めたところ、以下のような結果になった。

- ・ 全ての構成連携市町村が「もっと多いほうがいい」と回答した連携中枢都市圏（2 都市圏）。
- ・ 「もっと多いほうがいい」と回答した連携市町村が、半数以上であった連携中枢都市圏（6 都市圏）。
- ・ 「もっと多いほうがいい」と回答した連携市町村が半数未満であった連携中枢都市圏（12 都市圏）。
- ・ 全ての連携市町村が「もっと多いほうがいい」と回答しなかった連携中枢都市圏（2 都市圏）

連携中枢都市圏ごとにばらつきはあるものの、多くの連携中枢都市圏（22 都市圏中 20 都市圏）で中枢都市による連携市町村に対する支援は「もっと多いほうがいい」と回答している連携市町村があることから、連携中枢都市圏における支援のニーズと実際の取組み内容（連携事業）との間にギャップがあることが推認できる。

(4) 連携市町村による中枢都市圏に対する協力のあり方について（問 8）

複数の連携中枢都市圏の構成市町村となっている自治体については、それぞれの連携中都市圏についての回答を求めた。

- 全体の回答（括弧内は回答数合計に対する割合）
  - もっと多い方がいい 40 団体（19.6%）
  - 現状のままでいい 159 団体（77.9%）
  - もっと少ない方がいい 5 団体（2.5%）
- 宣言連携中枢都市群の回答（括弧内は回答のあった 26 団体に対する割合）
  - もっと多い方がいい 12 団体（46.2%）
  - 現状のままでいい 14 団体（53.8%）
  - もっと少ない方がいい 0 団体（0.0%）
- 連携市町村群の回答（括弧内は回答のあった 178 団体に対する割合）
  - もっと多い方がいい 28 団体（15.7%）
  - 現状のままでいい 145 団体（81.5%）
  - もっと少ない方がいい 5 団体（2.8%）

連携中枢都市は、連携市町村によるさらなる協力を期待している自治体（46.2%）が、連携市町村（15.7%）と比較して相当程度多いといえる。連携市町村のうち、「もっと少ない方がいい」と回答した自治体は、3つの連携中枢都市圏の連携市町村であった（それぞれ 2 団体、2 団体、1 団体）。

(5) 合致事務のレベル（連携中枢都市の事務について）（問 9）

連携中枢都市において担当する事務と財源措置とのバランスを質問したものである。

- 全体の回答（括弧内は回答数合計に対する割合）
  - 合致事務は財源措置に見合うレベルに至っていない 28 団体（14.4%）
  - 合致事務は財源措置のレベルに見合っている 150 団体（76.9%）
  - 合致事務は財政措置に見合うレベル以上である 17 団体（8.7%）
- 宣言連携中枢都市群の回答（括弧内は回答のあった 28 団体に対する割合）
  - 合致事務は財源措置に見合うレベルに至っていない 6 団体（21.4%）
  - 合致事務は財源措置のレベルに見合っている 12 団体（42.9%）
  - 合致事務は財政措置に見合うレベル以上である 10 団体（35.7%）
- 連携市町村群の回答（括弧内は回答のあった 169 団体に対する割合）
  - 合致事務は財源措置に見合うレベルに至っていない 24 団体（14.2%）
  - 合致事務は財源措置のレベルに見合っている 138 団体（81.7%）
  - 合致事務は財政措置に見合うレベル以上である 7 団体（4.1%）

宣言連携中枢都市は、財源措置以上の合致事務を実施していると考えている自治体が比較的多いが（35.7%）、連携市町村にそのような感覚は乏しく、わずか4.1%にすぎない。また、宣言連携中枢都市の中でも、21.4%程度の自治体は、連携中枢都市の合致事務が財源措置に見合うレベルに至っていないと考えている。

(6) 合致事務のレベル（連携市町村の事務について）（問 10）

連携市町村の担当する事務と財源措置とのバランスを質問したものである。

- 全体の回答（括弧内は回答数合計に対する割合）
  - 合致事務は財源措置に見合うレベルに至っていない 38 団体（19.2%）
  - 合致事務は財源措置のレベルに見合っている 145 団体（73.2%）
  - 合致事務は財政措置に見合うレベル以上である 15 団体（7.6%）
- 宣言連携中枢都市群の回答（括弧内は回答のあった 25 団体に対する割合）
  - 合致事務は財源措置に見合うレベルに至っていない 7 団体（28.0%）
  - 合致事務は財源措置のレベルに見合っている 13 団体（52.0%）
  - 合致事務は財政措置に見合うレベル以上である 5 団体（20.0%）
- 連携市町村群の回答（括弧内は回答のあった 173 団体に対する割合）
  - 合致事務は財源措置に見合うレベルに至っていない 31 団体（17.9%）
  - 合致事務は財源措置のレベルに見合っている 132 団体（76.3%）
  - 合致事務は財政措置に見合うレベル以上である 10 団体（5.8%）

宣言連携中枢都市からみた連携市町村における合致事務については、「財政措置のレベルに見合っている」との回答が約半数あるものの、残り約半数については、ここに至っていないと評価する自治体と財政措置のレベル以上であると評価する自治体とがほぼ半数ずつとなっている。

連携市町村の合致事務が財政措置に見合うレベル以上であると回答した連携中枢都市は、連携中枢都市全体の中で 20%（5 団体）、連携市町村では、全体の 6%程度（10 団体）となっている。

問 9 と問 10 の回答からは、連携市町村の自己評価は、財源に見合った事務を実施しているとする自治体が多く、財源措置に見合う程度に至っていないとする自治体も 2 割弱あった。連携中枢都市から、連携市町村の事務が財源措置に見合っていると評価している自治体は半数程度にとどまり、その他の連携中枢都市は、そこまでに至っていない、あるいは財源措置以上の事務を実施していると評価しているようである。特に連携中枢都市には、財源措置が連携中枢都市及び連携市町村の合致事務のニーズを満たしておらず、構成市町村の負担になっていると考えている自治体が一定程度存在している。連携中枢都市及び連携市町村への財源



措置が、それぞれのニーズを反映しておらず、また、大きな格差があるとの認識が、連携中枢都市及び連携市町村の双方において存在するといえる。

(7) 都市圏ビジョンの作成主体について（問 11）

要綱上（第6(2)、(5)）は、連携中枢都市が策定することとなっている都市圏ビジョンについて、その作成主体の適否に関する質問の回答は以下のとおりである。

○ 全体の回答

連携中枢都市が策定することは適切	127 団体 (54.3%)
構成市町村が共同で策定主体となるべき	61 団体 (26.1%)
連携市町村が策定主体となるべき	1 団体 (0.4%)
策定主体は構成市町村の判断に任せるべき	23 団体 (9.8%)
その他	22 団体 (9.4%)

○ 宣言連携中枢都市群の回答

連携中枢都市が策定することは適切	19 団体 (67.9%)
構成市町村が共同で策定主体となるべき	6 団体 (21.4%)
連携市町村が策定主体となるべき	0 団体 (0%)
策定主体は構成市町村の判断に任せるべき	1 団体 (3.6%)
その他	2 団体 (7.1%)

○ 連携市町村群の回答

連携中枢都市が策定することは適切	100 団体 (59.1%)
構成市町村が共同で策定主体となるべき	52 団体 (30.8%)
連携市町村が策定主体となるべき	1 団体 (0.6%)
策定主体は構成市町村の判断に任せるべき	14 団体 (8.3%)
その他	2 団体 (1.2%)

連携市町村の中では、都市圏ビジョンの作成を連携中枢都市が行うのではなく、共同策定をすることが適切と考えている自治体が約3割（52団体・30.8%）となっている。同様の見解は、宣言連携中枢都市の2割強となっており、都市圏ビジョンの作成主体についての枠組みが積極的に評価されているとは必ずしもいえない。

また、「その他」と回答した自治体の中には、以下のような記述もあった。

（「その他」記述一覧）

連携中枢都市圏要綱においては、「連携中枢都市圏ビジョンは、宣言連携中枢都市が（中略）記載するもの」と規定されているが、前提となる連携協約の締結には構成市町村議会の議決が必要なことに加え、外部有識者によるビジョン懇談会での検討や連携市町村との協議による意見調整が必要な旨が要綱に規定されていることから、実態としては構成市町村の共同策定であるものと考えている。

中枢都市以外の構成市町村の関わりを要綱に明記すべき。

中枢都市が主体的に策定することが適切

(8) 連携中枢都市圏の形成方法（連携協約の締結によることの妥当性）（問 12）

連携中枢都市圏の形成にあたっては、地方自治法上の連携協約（同法 252 条の 2 第 1 項）を締結することとされている（要綱第 1(3)）。この適否について質問した結果は以下のとおりである。

全体の回答

適当	201 団体 (85.9%)
不適当	1 団体 (0.4%)
どちらとも言えない	32 団体 (13.7%)

広域連携手法として連携中枢都市圏を選択した場合、連携協約によるべきことが要綱で定められており、これを前提に連携中枢都市圏を形成することとなるのであるが、「どちらとも言えない」との回答がなお 13.7%（32 団体）あった。

(9) 連携中枢都市圏形成手法の選択肢（構成市町村の判断に任せるべきか）（問 13）

連携中枢都市圏の形成に関する連携手法の選択について、国の一律規制によらず、構成市町村の判断にゆだねるべきかどうかを質問したものである。

○ 全体の回答

そう思う	166 団体 (70.9%)
そう思わない	36 団体 (15.4%)
どちらとも言えない	32 団体 (13.7%)

○ 宣言連携中枢都市群の回答

そう思う	17 団体 (60.7%)
そう思わない	6 団体 (21.4%)
どちらとも言えない	5 団体 (17.9%)

○ 連携市町村郡の回答

そう思う	134 団体 (79.3%)
そう思わない	28 団体 (16.6%)
どちらとも言えない	7 団体 (4.1%)

連携中枢都市圏の形成にあたって、とられるべき連携手法については、国ではなく構成市町村自身が判断すべきとする意見が連携市町村では約 8 割（79.3%）であった。また、連携中枢都市（宣言連携中枢都市を含む。）においては約 6 割（60.7%）であった。

前問（問 12）においては、連携手法として連携協約が適当であると回答した自治体が大多数であったが、選択肢が存在するのであれば、構成市町村の自律的判断によって形成手法を選択することが適切と考えている自治体が多いものと考えられる。

また、問 11 の回答と併せて考えると、連携中枢都市圏制度が、広域連携の本来のあり方として、構成市町村の対等性が確保されるべきであるにもかかわらず、実態としては、対等性の確保について自治体が必ずしも評価していないことができる。

(10) 連携協約失効通知後の効力存続（2 年間）の妥当性について（問 14）

連携協約の失効を求める通告があった場合、要綱上はこれを直ちに失効させず一定期間の経過を要件とすることとされ、その期間を原則として通告後 2 年としている（要綱第 5(2)⑦）。これが妥当かどうかの質問である。

全体の回答

賛成	118 団体（50.4%）
反対	26 団体（11.1%）
どちらとも言えない	90 団体（38.5%）

連携中枢都市圏を選択した場合に 2 年の効力存続を要件とする連携協約を採用するように要綱で定められていることを前提に連携中枢都市圏を形成しているのであるが、反対が 11、1%、「どちらとも言えない」が 38.5%との意見であった。原則期間（2 年）に拘束されることに問題があると考えている自治体が約半数あることが分かる。

(11) 紛争処理の仕組みについて（問 15）

連携協約を締結した普通地方公共団体相互間に連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による方策の提示を求める旨の申請をすることとされている（法 252 条の 2 第 7 項）。本問は、この仕組みが適切であるかどうかの質問である。

全体の回答

適切である	161 団体（68.8%）
連携協約の拘束力が強く不適切	8 団体（3.4%）

構成自治体の議会の関与がなく不適切	11 団体 (4.7%)
その他	54 団体 (23.1%)

大多数の自治体は適切と回答をしている。

連携協約の拘束力が強いために不適切と回答した自治体のほとんどは連携市町村であった (8 団体の中 6 団体)。

「その他」と回答した自治体の多くは、未検討等であったが、以下のような回答もあった。

(「その他」記述一覧)

第三者による迅速公平な解決方法が提示されることが制度的に担保されることは、圏域としての政策の継続的・安定的な推進につながっているものとする
圏域に合わせた協約の締結方法による。
連携協約の紛争処理の仕組みを適切に機能させるには、ビジョン策定における各市町村の意思の尊重とビジョンの年次更新などによる各市町村の意思の反映が必要
連携協約は双方の合意のもとで締結されるものであり、紛争という状況を想定しえないと考える。
本圏域においては、連携協約に関して疑義があるときは、両団体が協議して定めることとしているため、原則として紛争処理の手続きを経ることなく疑義の解決が図られるものと解している。
紛争処理の仕組みを適切に反映させるには、ビジョン策定における各市の意思尊重等が必要である。

(12) 連携中枢都市圏構想に係る国、都道府県の関与の態様について (問 16)

地方自治法 252 条の 2 第 5 項は、都道府県知事に連携協約締結勧告権を認めている。このような権限を認めることの適否についての質問である。

○ 全体の回答

適切である	166 団体 (70.9%)
勧告権等の関与は不要である	25 団体 (10.7%)
その他の理由から現行の関与は不要	3 団体 (1.3%)
現行の関与以上の関与権限があってもよい	8 団体 (3.4%)
その他	32 団体 (13.7%)

○ 宣言連携中枢都市群の回答

適切である	20 団体 (71.4%)
勧告権等の関与は不要である	1 団体 (3.6%)

その他の理由から現行の関与は不要	1 団体 (3.6%)
現行の関与以上の関与権限があつてよい	0 団体 (0.0%)
その他	6 団体 (21.4%)

○ 連携市町村群の回答

適切である	139 団体 (82.2%)
勧告権等の関与は不要である	20 団体 (11.8%)
その他の理由から現行の関与は不要	0 団体 (0.0%)
現行の関与以上の関与権限があつてよい	7 団体 (4.1%)
その他	3 団体 (1.8%)

全体としては「適切」との回答が多いといふことができる。なお、「勧告権行使等の関与は不要」と回答した自治体の多くは、連携市町村であつた (25 団体のうち 20 団体)。

「その他の理由から現行の関与は不要」と回答した 3 団体の理由は以下のとおりであつた。

- ・ 市町村が必要な時に、助言を求められる地方が主体のしくみが望ましい。
- ・ 不適切とまでは言えないが、市町村に任せるべき
- ・ 中枢都市の自主性を尊重する仕組みとしてほしい

また、「その他」と回答した自治体には、以下のような理由を述べた団体があつた。

- ・ 助言、指導、権限移譲など一定の距離をとつた支援などは必要
- ・ 今後「圏域の法制化」の議論の後、圏域に権限を持たせるのであれば、現時点においても都道府県の関与は必要ない。
- ・ より充実した情報提供、手続き支援が必要
- ・ 連携中枢都市圏構想に関する国や都道府県の関与は、規定の有無に関わらず、圏域や市町村の実態に応じて適切かつ必要最低限度で行われるべきであると考えている。なお、本圏域では、連携中枢都市と県の間においても「圏域の取組の推進に係る連携協約」を締結し、圏域の取組が適切に推進されるよう、県の構成市町村に対する助言や情報提供、人的・財政的支援等について定めるとともに、定期的に協議及び意見交換を行っている。
- ・ 連携市町村の考えによる

(13) 連携中枢都市圏に関する財源措置について (問 17)

連携中枢都市圏構想推進のための地方財政措置については、「連携中枢都市圏構想推進のための地方財政措置について (平成 28 年 4 月 1 日付総務省自治行政局市町村課事務連絡)」において取りまとめられている。その内容に関する質問に対する回答である。

○ 全体の回答 (括弧内は全回答自治体 (234 団体) に対する割合)

現行の財源措置は適切	103 団体 (44.0%)
連携中枢都市への財源措置は過大	4 団体 (1.7%)
連携中枢都市への財源措置は過少	14 団体 (6.0%)
連携市町村への財源措置は過大	1 団体 (0.4%)
連携市町村への財源措置は過少	67 団体 (28.6%)
その他	45 団体 (19.2%)
○ 宣言連携中枢都市群の回答 (括弧内は回答のあった 28 団体に対する割合)	
現行の財源措置は適切	9 団体 (32.1%)
連携中枢都市への財源措置は過大	0 団体 (0%)
連携中枢都市への財源措置は過少	7 団体 (25.0%)
連携市町村への財源措置は過大	0 団体 (0%)
連携市町村への財源措置は過少	5 団体 (17.9%)
その他	7 団体 (25.0%)
○ 連携市町村群の回答 (括弧内は回答のあった 169 団体に対する割合)	
現行の財源措置は適切	91 団体 (53.8%)
連携中枢都市への財源措置は過大	4 団体 (2.4%)
連携中枢都市への財源措置は過少	4 団体 (2.4%)
連携市町村への財源措置は過大	1 団体 (0.6%)
連携市町村への財源措置は過少	59 団体 (35.0%)
その他	10 団体 (6.0%)

連携中枢都市への財源措置が過大と回答した自治体 (4 団体) はいずれも連携市町村であった。

宣言連携中枢都市において、現行の財源措置が適切であるとの回答は 32.1% で半数に届いていない。

連携市町村の過半数 (53.8%) は現行の財源措置を適切と回答しているが、それでも 35.0% (59 団体) は、連携市町村への財源措置が過少との回答であった。

また、問 9 において、「A：連携中枢都市の合致事務が財源措置に見合うレベルに至っていないと回答した自治体」(28 団体)のみを抽出した回答分布は以下のとおりであり、全体回答と比較して、「適切」との回答が減少し、「中枢都市に対して過少」「連携市町村に対して過少」との回答の割合がいずれも増加する。

現行の財源措置は適切	3 団体 (10.7%)
連携中枢都市への財源措置は過大	1 団体 (3.6%)
連携中枢都市への財源措置は過少	6 団体 (21.4%)
連携市町村への財源措置は過大	0 団体 (0%)
連携市町村への財源措置は過少	16 団体 (57.1%)
その他	2 団体 (7.1%)

さらに、問 10 において「A：連携市町村の合致事務が財源措置に見合うレベルに至っていない」と回答した自治体（38 団体）のみを抽出した回答分布は以下のとおりであって、全体回答と比較して、特に「連携市町村に対して過少」との回答の割合がかなり増加する。

現行の財源措置は適切	9 団体（23.7%）
連携中枢都市への財源措置は過大	0 団体（0%）
連携中枢都市への財源措置は過少	4 団体（10.5%）
連携市町村への財源措置は過大	1 団体（2.6%）
連携市町村への財源措置は過少	20 団体（52.6%）
その他	4 団体（10.5%）

(14) 構成団体の議会とのかかわりについて（問 18）

連携中枢都市圏構想の推進にあたっては、連携協約に係る協議に構成自治体の議会の議決が必要とされている（法 252 条の 2 第 3 項，第 1 項）。この規定のとおりとする事の適否についての質問である。全体の回答は以下のとおりである。

そう思う	201 団体（85.9%）
そう思わない	5 団体（2.1%）
どちらとも言えない	28 団体（12.0%）

全体としては、適切と判断されている（85.9%）。

「そう思わない」と回答した自治体（5 団体）のうち 4 団体は連携市町村，1 団体は宣言連携中枢都市であった。

「どちらともいえない」と回答し、自由記載欄に何らかの記述があった 26 団体のうち、17 団体は「連携中枢都市圏の要件を満たさない」その他の理由により未検討との内容であったが、以下のような具体的な記述がみられた。

- ・ 連携協約の締結，廃止時に議会の議決が必要だとしても，変更の際の議決など，極力事務負担の軽減を図る必要があると捉えている。
- ・ 基本的には必要であると考えているが，軽微な変更まで必要かは不明。
- ・ 地方制度調査会等における議論を注視してまいりたい。
- ・ 締結・廃止は議会の議決を求めることは必要と思うが，変更等については内容によると考える。

(15) 連携中枢都市圏構想に関する連携協約によって，ある自治体が一定の役割を担うとされた事務に関する条例の制定等に対する他の自治体議会の関与について（問 19）

連携協約に基づく事務の執行については，個々の市町村が個別に実施するか、あるいはその基本的な事項を連携協約に規定した上で、事務の委託（法 252 条の 14 等）や事務の代替執行（法 252 条の 16 の 2 等）等のほか、民事上の契約等に

より事務を処理することとなる（要綱第5(2)⑤）。

本問は、ある構成市町村が連携協約に基づいて担任すべき事務に関する条例の制定等について、他の自治体の議会の関与が必要かを質問したものであり、全体の回答は以下のとおりである。

そう思う	64 団体 (27.3%)
そう思わない	123 団体 (52.6%)
どちらとも言えない	47 団体 (20.1%)

本アンケートは、議会ではなく首長部局に回答を求めたものであるが、ある構成市町村の担任する事務であっても、広域的見地から他の自治体の議会を関与させて判断をする必要があると考えている自治体が比較的多い（3割程度）ということができる。

(16) 連携中枢都市に対する財源措置の使途に関し、連携市町村の住民代表である議会の関与が必要か（問 20）

○ 全体の回答

そう思う	43 団体 (18.4%)
そう思わない	151 団体 (64.5%)
どちらとも言えない	40 団体 (17.1%)

中枢都市に対する財源措置であっても、連携市町村への影響が考えられることから、連携市町村においては、当該連携市町村議会による関与が必要と考えている自治体が、宣言連携中核都市(2 団体・7.1%)と比較して多い(38 団体・22.5%)。

(17) 連携中枢都市圏ビジョンに対する連携市町村議会の関与について（問 21）

要綱上、連携中枢都市圏ビジョンの策定あるいは変更については、連携市町村との協議を行うことを要件とはしているが（要綱第6(2)、(5)）、連携市町村の議会の関与は予定されていない。この場面に連携市町村の議会の関与が必要か否かを質問したものである。

○ 全体の回答

そう思う	56 団体 (23.9%)
そう思わない	141 団体 (60.3%)
どちらとも言えない	37 団体 (15.8%)

中枢都市に対する財源措置の使途に関することよりも連携市町村議会の関与が必要と考えている連携市町村が多く(49 団体)、やはり宣言連携中枢都市（「そう思う」との回答は1 団体）との間に意識の相違があるということが出来る（残り6 団体のうち、3 団体は非宣言連携中枢都市、3 団体は連携中枢都市、連携市町村のいずれにも該当しない自治体である。）。前述のとおり、本アンケートは、首長部局に対して実施したものであるが、連携中枢都市圏ビジョンの重要性が理



解されているものと考えられる。

また、「どちらともいえない」と回答した自治体があげた理由としては、以下のようなものもあった。

策定時に連携市町村と十分な協議ができていけば必要ない
連携協約を締結した団体が協議の上、決定すべきである。
状況により判断すべきものと思われる
ビジョンの内容によって異なる
趣旨は理解できるが自治体の自主性も尊重されるべきと考える
さまざまな意見があると考え
事務事業の内容による

(17) 2 連携中枢都市圏構想に関する構成団体の議会との関わり

連携中枢都市圏構想に関する構成団体の議会との関わりについての意見を自由記載により求めたところ以下のような回答があった（問 22）

問 21 について「B：そう思わない」

現実的には、議会が細かく関与するようになると、事業等もまとまらず、事業実施に遅れが生じることになる。

問 21 について「B：そう思わない。」

現在、本圏域では、ビジョンの推進に係る機関として、構成自治体の首長及び議長からなる推進委員会を開催し、議会との関わりを確保している。

問 21 について「A：そう思う。」

議会の関与が前提となっていないため、具体的な政策内容やその推進に関する意思決定過程があいまいであり、説明責任も十分には果たされていないから。

(18) 連携中枢都市圏構想の推進にあたって住民参加の仕組みを設けることの是非（問 23）

連携中枢都市圏構想の推進にあたっては、議会による議決の外、連携中枢都市圏ビジョン懇談会における検討等において間接的に住民参加の機会はあるものの、要綱上直接的な住民参加の機会に関する記述はない。このような住民参加の措置が必要か否かを質問したものである。

○ 全体の回答

賛成	117 団体 (50.0%)
反対	35 団体 (15.0%)
どちらとも言えない	82 団体 (35.0%)

議会の関与とは異なり、全体回答の半数が、住民参加の機会を設けることを適切と判断している。

反対している自治体のほとんどは連携市町村（35 団体内 31 団体）である。

また、「どちらともいえない」回答の多くは、連携中枢都市圏の対象外であること、又は未検討であるが、この中には以下のような回答もあった。

- ・ 既存の制度で一定の住民意思の反映の機会が既に確保されている
- ・ 圏域の実情に合わせて決めるべき
- ・ 必要に応じて検討すればよい
- ・ 自治体の負担増への懸念
- ・ まとまるかどうか不安
- ・ 効果が不明
- ・ 広域連携の足かせになりかねない

(19) 住民参加の措置（問 24・複数回答）

連携中枢都市圏構想の推進にあたって住民参加の機会を設けることに賛成と回答した自治体（117 団体）について、どのような段階で住民参加の機会を設けることが適切と考えられるかを質問したものである。

○ 全体の回答

連携協約の締結段階に設ける	6 団体（5.1%）
都市圏ビジョンの策定段階に設ける	62 団体（53.0%）
連携中枢都市圏に基づく事業に関して設ける	71 団体（60.7%）
その他	5 団体（4.3%）

連携協約の締結段階では、議会の議決を経ることもあり、これとは別に住民参加の機会を設けることについて積極的な意見は少なかった（6 団体）。

回答として最も多かったのは、連携中枢都市圏に基づく事業に関して住民参加の機会を設けることであった（71 団体）。

都市圏ビジョン策定段階、連携中枢都市圏に基づく事業のいずれについても住民参加の機会を設けることが適切と回答した自治体は、22 団体（18.8%）であった。

(20) 連携中枢都市圏構想の推進によるメリットについて（問 25）

○ 全体の回答（括弧内は回答のあった全ての自治体 234 団体に対する割合）

住民に対する行政サービスの維持・向上	165 団体（70.5%）
連携中枢都市の資源を連携市町村が活用できる	150 団体（64.1%）
連携市町村の資源を連携中枢都市が活用できる	73 団体（32.0%）
圏域全体の統一的なまちづくりができる	68 団体（30.0%）

財政基盤の強化	49 団体 (20.9%)
連携市町村の中核都市に対する要望が実現する	48 団体 (20.5%)
その他	34 団体 (14.5%)
都市機能が中核都市に集中することによる活性化	15 団体 (6.4%)
○ 宣言連携中核都市の回答 (括弧内は宣言連携中核都市 28 団体に対する割合)	
住民に対する行政サービスの維持・向上	24 団体 (85.7%)
連携市町村の資源を連携中核都市が活用できる	16 団体 (57.1%)
連携中核都市の資源を連携市町村が活用できる	15 団体 (53.6%)
財政基盤の強化	14 団体 (50.0%)
メリットはない	0 団体 (0%)
○ 非宣言連携中核都市の回答 (括弧内は回答のあった非宣言連携中核都市 12 団体に対する割合)	
財政基盤の強化	5 団体 (41.7%)
住民に対する行政サービスの維持・向上	4 団体 (33.3%)
都市機能が連携中核都市に集中することによる活性化	3 団体 (25.0%)
連携市町村の資源を連携中核都市が活用できる	3 団体 (25.0%)
○ 連携市町村の回答 (括弧内は回答のあった連携市町村 169 団体に対する割合)	
住民に対する行政サービスの維持・向上	134 団体 (79.3%)
連携中核都市の資源を連携市町村が活用できる	130 団体 (77.0%)
圏域全体の統一的なまちづくりができる	56 団体 (33.1%)
連携市町村の資源を連携中核都市が活用できる	51 団体 (30.2%)

連携中核都市圏のメリットとして、宣言連携中核都市においては、「連携中核都市の資源活用」、「連携市町村の資源活用」、「財政基盤強化」がいずれも 5 割強で並んでいるのに対して、連携市町村では、「住民に対する行政サービスの維持・向上」が 79.3%、それに次いで「連携中核都市の資源活用」が 77.0%となっている。

このように連携市町村はメリットとして「連携中核都市の資源活用」を期待しているものの、実際には、問 9 に見られるように、期待したようにはなっていないとすることができる。

非宣言連携中核都市からの回答では、連携中核都市圏構想が、住民サービスの向上につながるとする回答は、他の回答群に比べて少ない (33.3%)。その他の回答状況から見ても、非宣言連携中核都市は、連携中核都市圏構想が、連携市町村の要望を実現する手段とは考えていないようである。

また、「その他」と回答した自治体について、具体的な記述は以下のとおりであった。

(「その他」記述一覧)

圏域内市町職員の交流や情報交換等

各構成自治体が持つ地域資源を活用することで、圏域全体の活性化が図られること。

事務の共通化

当該都市圏の発展がひいては自市の発展につながることを期待できる。

連携事業の推進による圏域の活性化

圏域の資源の有効活用により、単独自治体での取組以上の効果が期待できる。

交流の促進

国・県等に圏域全体としての基盤整備等について要望できること

連携する自治体の政策の効果が、相乗的に高まる。

財政難の中、交付税措置による財源確保も叶わず、小規模な町ではあまりメリットが感じられない。

単一自治体を超えた事業実施の可能性があること

圏域外への人口流出を抑制

全ては運用次第であると考える。

協議調整をしているため現状ではデメリットを感じていない

(21) 連携中枢都市圏構想の推進によるデメリット (問 26)

○ 全体の回答

回答のあった自治体のうち、何らかのデメリットがあるとしたのは、121 団体であった。全体 (234 団体) の中で、回答の多かったデメリットは以下のとおりである。

連携中枢都市と連携市町村の間で責任の所在が曖昧になる 60 団体 (25.6%)

連携中枢都市以外の連携市町村の衰退 47 団体 (20.1%)

その他 38 団体 (16.2%)

独自のまちづくりが抑制される 25 団体 (10.7%)

連携市町村の資源が連携中枢都市に利用されてしまう 10 団体 (4.3%)

デメリットはない 88 団体 (37.6%)

○ 宣言連携中枢都市の回答 (括弧内は回答のあった 28 団体に対する割合)

デメリットはない 17 団体 (60.7%)

連携中枢都市と連携市町村の間で責任の所在が曖昧になる 6 団体 (21.4%)

その他 4 団体 (14.3%)

○ 非宣言連携中枢都市の回答 (括弧内は回答のあった 12 団体に対する割合)

その他 5 団体 (41.7%)

連携中枢都市の資源が連携市町村で利用されてしまう 3 団体 (25.0%)

独自のまちづくりが抑制される	3 団体 (25.0%)
連携中枢都市と連携市町村の間で責任の所在が曖昧になる	3 団体 (25.0%)

○ 連携市町村の回答

具体的に何らかのデメリットがあると回答した団体は 169 団体中 98 団体 (58.0%) であった。内訳は以下のとおりである。

連携中枢都市と連携市町村の間で責任の所在が曖昧になる	49 団体 (29.0%)
連携中枢都市以外の連携市町村の衰退	44 団体 (26.0%)
独自のまちづくりが抑制される	18 団体 (10.7%)
その他	11 団体 (6.5%)
連携市町村の資源が中枢都市に利用されてしまう	10 団体 (5.9%)

なお、デメリットはないと回答した自治体は 68 団体 (40.2%) であった。

⑤ その他の自治体の回答

独自のまちづくりが抑制される	3 団体 (12.5%)
デメリットはない	2 団体 (8.3%)
その他	18 団体 (75.0%)

宣言連携中枢都市の多くが、「デメリットはない」と考えており、連携市町村についても、約 4 割の自治体が同様の回答をしている。もっとも、連携市町村では、何らかのデメリットがあると回答している自治体が半数を超えている。

連携中枢都市圏のデメリットとして、宣言連携中枢都市においては、「責任の所在不明確化」とした自治体が 21.4% 程度であるのに対して、連携市町村は、「責任の所在不明確化」(29.0%)、「連携中枢都市以外の衰退」(26.0%)、「独自のまちづくりが抑制される」(10.7%) となっている。

また、特徴的なのは、非宣言連携中枢都市において、「責任の所在不明確化」(25.0%)、「独自のまちづくり抑制」(25.0%) をデメリットとして挙げる自治体が多い。

「その他」と回答した自治体については、事務負担の増大を懸念する自治体が多かった (7 団体) が、「各市町の独自性、地域性が失われる」、「本市近隣自治体は、それぞれにおいて独自カラーを出して取り組んでいる状況があるため、本構想はなじまない」と回答をした自治体もあった。

問 25 と問 26 の上記の回答からは、連携中枢都市圏に参加している連携市町村の懸念と、非宣言連携中枢都市の懸念が明らかになっていると考えられる。

(21)－2 連携中枢都市圏制度に関する問題点・改善点

以上の各設問の外に、連携中枢都市圏に関する現行制度についての問題点・改善点について自由記載により回答を求めたところ、以下のような回答があった (問 27)。

連携中枢都市の条件に昼夜間比率がおおむね1以上などがあるが、一部事務組合などを構成する市町村による連携中枢都市圏も考えられるのではないかと。

連携中枢都市となれる要件の緩和

例えば、人口〇万人以下の町村については、特定の行政分野においては中枢都市との連携を義務化するなどの基準があっても良いと考える。

特別交付税措置のため、費用対効果に対する検証が困難

施策分類が不明瞭であり、体系化が難しい

市町村合併などの布石であると考えなくもない。

財政措置が中枢都市に偏っていること

圏内で意見が揃わずに事業が進められないケースが多いため、県等による調整機能が必要ではないかと。

圏域全体が関わる連携事業となると出来ることが大きく制限される。|圏域の中でも海岸地域と中山間地域では住民ニーズや課題等が違うため、地理的条件や地域の強みを生かせる圏域内での部分的な連携があっても良いのではと考える。

協約締結を個別ではなく全体で行えるようにすること。財政措置を、連携中枢都市単独で使えるものを別途用意すること。(高度都市機能集積など)

## (22)さらなる合併の必要性 (問 28)

全体の半数以上(125 団体)が合併を不要と回答しており、積極的に合併の必要性があると考えている自治体は1割程度(24 団体)である。また、連携市町村だけでみると、さらなる合併が不要とした自治体はより多く、60.9%(103 団体)に上った。本調査において、さらなる合併については慎重な意見が多かったといえることができる。

なお、「どちらとも言えない」との回答の内訳は概ね以下のとおり。

- ・連携の進み具合による(1 団体)
- ・平成の大合併の検証が不十分(3 団体)
- ・連携中枢都市圏制度等の発展次第(5 団体)
- ・平成の大合併から時間が経っていない(1 団体)
- ・地域の実情によって異なる(20 団体)
- ・人口減少の程度による(4 団体)
- ・検討が不十分(1 団体)
- ・住民の要望があればやる(1 団体)

(23) 広域連携体制の進め方 (問 29)

広域連携体制の手法について、連携中枢都市圏を軸とする方法、それ以外の方法のいずれが妥当であるかを質問したものである。

○ 全体の回答

連携中枢都市圏を軸とする方法	124 団体 (53.0%)
連携中枢都市圏以外の方法	43 団体 (18.4%)
その他	67 団体 (28.6%)

連携市町村の中にも、連携中枢都市圏の推進が、広域連携の手法として必ずしも最適ではないと考えている自治体が一定数あった (169 団体中 33 団体)。連携中枢都市圏構成市町村以外の自治体は、連携中枢都市圏以外の連携手法を評価しているといえることができる。

「その他」と回答した団体の内訳としては、①対象の事業ないし業務により手法を選択すべきとした自治体 (8 団体)、②地域の実情に応じた連携手法をとるべきと回答した自治体 (16 団体)、③様々な選択肢を用意すべきとした自治体 (5 団体)、④連携手法について、既存の手段をさらに検証する必要があるとした自治体 (4 団体)、⑤連携中枢都市圏とその他の連携手段を併用することが適当とする自治体 (5 団体) 等があった。

(24) 広域行政に対する都道府県からの支援・補完を強化する必要性 (問 30)

宣言連携中枢都市は、都道府県からの支援・補完を強化していく必要はないと考えている自治体が多い (「必要あり」が 7 団体 (25%)、 「必要なし」が 10 団体 (35.7%))。これに対し、同じように連携中枢都市圏を形成する連携市町村の中では、「必要がある」と回答した自治体が多い (約 67%)。また、非宣言連携中枢都市においては、「必要なし」と回答した自治体はなかった。都道府県による支援・補完の必要性に関する認識には、大きな差が認められる。

(24) - 2 市町村の広域行政のあり方

市町村の広域行政のあり方について、自由記載により意見を求めたところ、以下のような回答があった (問 31)。

都道府県事業との棲み分け
都道府県と市町村の二層性の柔軟化を進めるべき。
通勤・通学割合のハードルを下げ、より広域なエリアでの連携にも適用してもらいたい。
事務組合や広域行政が増えすぎると事務が煩雑となる恐れがある
圏域の中心都市による市町村間の広域連携の推進や既存の市町村間の連携の仕組みを充実させるなど、地域の実情に配慮しながら進めていくのがよいと考えます。

(25) 都道府県による市町村への補完・支援を今後どの程度としていくべきか (問 32)

問 30 と同様、宣言連携中枢都市と連携市町村の間には意識の相違があり、連携市町村には、都道府県による補完・支援の強化を求める自治体が多く (79 団体・46.7%)、「現状維持」と回答した自治体 (80 団体・47.3%) とほぼ同数であった。非宣言連携中枢都市についても、前問とほぼ同様、「強化すべき」とする意見 (6 団体・約 50.0%) が強く、「減らしていくべき」と回答した自治体はなかった。

(25) - 2 事務全般に関する都道府県の役割

事務全般に関する都道府県の役割について、自由記載により回答を求めた結果は以下のとおりである。

県が設定する「七つの生活圏」や医療圏等、都市圏と市町村構成が異なる際の調整
手法、他の事例紹介など、ノウハウを提供してほしい。
市町村への補完・支援だけでなく、都道府県間の連携についても今後検討していく必要がある。
核となる都市のない地域の市町村を補完するなど、中核都市に準じた役割を期待する。

(26) 圏域の法制化への賛否 (問 34)

「圏域の法制化」に対する賛否を質問した本問である。

宣言連携中枢都市は「賛成」(9 団体・32.1%)、「反対」(1 団体・3.6%)、「どちらともいえない」(18 団体・64.3%)、非宣言連携中枢都市は「賛成」(0%)、「反対」(1 団体・8.3%)、「どちらともいえない」(11 団体・91.7%)、連携市町村は「賛成」(25 団体・14.8%)、「反対」(46 団体・27.2%)、「どちらともいえない」(98 団体・58.0%) であった。

「どちらともいえない」と回答した自治体の多くは、未検討 (19 団体)、あるいは制度の詳細が不明であるため判断ができないといった回答 (27 団体) であった。また、さらに慎重な議論を要するとする趣旨の回答をした自治体も 20 団体あった。その外、現状の地方自治制度 (都道府県・市町村) の存在意義ないし存続に対する懸念を示す自治体が 8 団体あり、「どちらともいえない」との回答であっても、具体的な回答については、圏域の法制化に慎重な姿勢を示す自治体が多かった。

宣言連携中枢都市には賛成する自治体が他の都市と比較して多いといえることができる。



圏域の法制化に賛成した自治体が挙げた理由は以下のようなものであった。

- ・ 人口減少への対応（12 団体）
- ・ 自治体の持続性の確保（3 団体）
- ・ 法的根拠を有することによる実効性の向上（3 団体）

これに対し、反対した自治体が挙げた理由は、以下のようなものであった。

- ・ 市町村の独立性の維持に対する懸念（14 団体）
- ・ 自治体の独自性の確保に対する懸念（7 団体）
- ・ 市町村の廃止につながるおそれ（4 団体）
- ・ 市町村合併につながることにに対する懸念（4 団体）

(27) 広域行政全般に対する意見（問 35）

広域行政全般について、自由記載により意見を求めたところ、以下のような回答があった。

人口減少が進む中、広域行政の必要性も考えられることから、これまでも国において都道府県の存在や道州制をはじめ、様々な圏域施策が提示されている。しかし、具体的な展開やメリット・デメリット等を踏まえた検討は、十分といえない。以上から、圏域施策については、更に十分に整理されることが必要と考える。

基礎自治体あつての連携、そして圏域と考えている。

当市は独自に、また市長会を通じて、三大都市圏における近隣市町村との水平的・対等な連携について、財源措置を含む新たな支援制度を創設することを国に提案しています。